

奨学資金貸付 追加申込受付

教育委員会では、平成 28 年度奨学資金貸付の追加申し込みを受け付けています。

対象者

- ◇平取町民であって、大学（短大を含む）、専修学校、高等専門学校、高等学校の教育機関に在学するもの（各種学校は除く）
- ◇学業が優良で、性行が善良で、身体が健康であるもの
- ◇一定の収入基準以下の家庭であること
- ◇卒業後、平取町民として町内に 5 年以上在住する意志のあるもので、他の奨学資金等を受けないものであること

奨学資金貸付額

- ◆大学（短大を含む）：月額 40,000 円以内
- ◆専修学校：月額 40,000 円以内
- ◆高等学校・高等専門学校：月額 15,000 円以内

提出書類

願書 1 通・在学する学校長が作成する推薦書
家庭状況調査書・健康診断書
同一世帯に属する者で、前年に収入のあった者の収入を証明する書類

その他

貸付制度のあらまし、願書等の申請書類は、町内各中学校および教育委員会・役場両支所に配置しています。

申込 4 月 8 日(金)まで

問 生涯学習課 管理係 (☎ 2-2619)

チャレンジ電子工作教室のお知らせ

DIY クラブでは、格安データ通信（ドコモ回線などを利用）、自作電子工作を組み合わせ、“時間さえかければ誰でもできる”、農場の温度をモニターする方法の紹介（概要）を行います。（参加無料）

期日 3 月 22 日(土) 20:00～21:00

場所 振内町民センター 研修室

対象 特に決まりはないが中学生以上が望ましい

その他 教室開催中は禁煙です。

詳しくはホームページをご確認ください。

<http://diyclub.hatenablog.com/>

◆本教室の予算の一部は、平成 27 年度まちづくり 1% 事業を活用しています。また NPO 法人ほか様様にプロジェクターを無料でご提供いただいています。

問 DIYクラブ事務局 担当：比嘉 (☎ yukariya@outlook.com)

経済センサス

活動調査

シシムカ文化大学講座 開催

文化大学講座（今年度第 4 回目）を開催します。今回の講座テーマは【川の環境・景観と文化～北海道らしい流域保全のために～】です。

森林生態系科学が専門で、自然再生事業や河川・森林における生物多様性の創出手法について詳しい、中村太士先生（北海道大学農学研究院）をお招きします。（参加無料）

期日 3 月 25 日(金) 14:00～16:00

場所 ふれあいセンターびらとり 視聴覚ホール

問 アイヌ施策推進課 (☎ 2-2341)
アイヌ文化保全対策室 (☎ 4-6011)

後期高齢者医療・介護保険・国保制度に関連した「振り込め詐欺」に注意

最近、全道各地で広域連合の職員、市町村の職員、社会保険事務所の職員などを名乗って、銀行の口座番号などを聞き出そうとする詐欺目的の不審な電話が多発しています。また、年金情報の流出に関連したものやマイナンバー制度の開始に伴う不審電話も増加しています。

マイナンバーに関することや年金、医療費などの還付金を支払うために、電話で個人情報をお聞きすることや本人や御家族の方に金融機関で現金自動預払機（ATM）の操作をするようお願いをしたりすることは、一切ありません。

不審電話や不審者の訪問があった場合、次のような対処方法をとってください。

- 個人情報を教えない
- 相手の名前、会社などの名前、電話番号を聞く
- すぐに町民課住民年金係、保険医療係・保健福祉課介護保険係の担当または最寄りの警察署へ問い合わせください

問 町民課 住民年金係 (☎ 4-6113)
町民課 保険医療係 (☎ 4-6113)
保健福祉課 介護保険係 (☎ 4-6112)

火災・救急出場件数（2 月末）

火災・救急出場件数は次のとおりです。

火		災		救		急	
種別	件数	年累計	種別	件数	年累計	種別	件数
建物	0	2	交通事故	2	4		
林野	0	0	急病	13	20		
車両	0	1	一般負傷	1	3		
その他	0	0	その他	2	2		
			転院搬送	6	12		
合計	0	3	合計	24	41		

すずらの
まちだより

発行/平取町
編集/まちづくり課

びらとり

2016 年

No. 5

3 月 11 日

(次号 3 月 25 日発行)



交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、会員の方が不幸にして交通事故等により死亡もしくは傷害をうけた場合、見舞金を支給する制度です。

対象者 日高管内に居住し、住民登録（外国人登録を含む）をしている方。途中で管外へ転出された場合でも見舞金は支給されます。

※平成 28 年度新入学生は町費で加入します。

町交通安全指導員についても団体で加入します。

共済掛金 1 人 500 円

共済期間 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

申込方法 各自治会でとりまとめますが、個人でも直接申し込みます。

※川向・荷負地区は各自で申し込み下さい。

見舞金

支給の対象となる事故は、日本国内における自動車・原付・自転車などによる道路上での交通事故です。（速度違反、飲酒運転によるもの等は対象外）

1 等級	死亡した場合	800,000 円
2 等級	101 日以上の治療を要する傷害	100,000 円
3 等級	31 日以上 100 日以下の治療を要する傷害	50,000 円
4 等級	30 日以下の治療を要する傷害	30,000 円

※治療日数は、入院・通院を合算した日数です。

※見舞金の請求期間は交通事故日より 1 年間です。

申込先

町民課 生活安全係（ふれあいセンターびらとり）
役場振内支所・役場貫気別支所

問 町民課 生活安全係 (☎ 4-6113)

「通知カード」を受け取りましたか

個人番号（マイナンバー）制度に伴う「通知カード」は、昨年 10 月末より各家庭に配達されましたが、カードはお受け取りになりましたか。

受け取られなかったカードは町民課に戻りますので、まだ受け取られていない方は、本人確認書類を持参のうえ、ふれあいセンターびらとりへ来庁して受け取ってください。なお、世帯員以外の方が来られる場合は委任状が必要となります。※世帯全員分が一つの封筒に入っています。

問 総務課 情報管理係 (☎ 2-2221)
町民課 住民年金係 (☎ 4-6113)

行事予定

3 月 16 日～3 月 31 日

3 月

18(金) ー 卒業式（平小）

22(火) ー 卒業式（二小）
13:30 土地改良区通常総会／中央公民館

23(水) ー 卒業式（振小）

24(木) ー 卒業式（紫小・貫小）
ー 修了式（全小中学校）

25(金) 13:30 農業委員会総会／役場 議事堂

29(火) 13:30 景観審議会／役場 会議室

期日前投票立会人・投票事務員の登録者募集

選挙管理委員会では、公職選挙の期日前投票における選挙事務員（立会人・事務員）を募集します。

募集人数 投票立会人・投票事務員 各 10 人程度

業務内容

- 投票立会人
選挙が公正・適切に行われているかを確認します
- 投票事務員
受付事務または投票用紙交付事務を行います

報酬 平取町選挙管理委員会規定による

応募資格

- 選挙人名簿に登録されている満 20 歳以上の方
- 職務上知り得た秘密を保護できる方

申込 4 月 28 日(土)まで

問 選挙管理委員会 (☎ 2-2221)

本町地区雪捨場に関するお知らせ

本町地区雪捨場（旧平取大橋付近）において、産業廃棄物の不法投棄が確認されました。

このことについて何かお気付きの方がいましたら、情報の提供をお願いします。

問 建設水道課 土木用地係 (☎ 2-2226)

平成 28 年度 こころの健康相談

静内保健所では、精神科医による相談日を設け、こころの健康相談に対応します。

◆次のような相談を受けています。
うつ病、ストレスによる症状がある（不眠食欲低下等）、ひきこもり、アルコール依存、ギャンブル依存、薬物依存、認知症、高次脳機能障害、自殺企図（リストカット等）、自死遺族の相談（自殺された方のご遺族からの相談）、犯罪被害者の方（精神的にストレスがある方）からの相談など
※本人だけでなく家族からの相談も受けています。

お気軽にご相談ください。（相談料無料）
相談日 原則毎月第1金曜日（事前予約制）
時間 13:30～15:30（1人1時間程度）
場所 静内保健所2階 診察室
嘱託医 石井病院 医師

問 静内保健所（☎ 0146-42-0251）

平成 28 年度 女性の健康相談

静内保健所では、妊娠・出産や子育てなど女性固有の心身の悩みや若年者の性の問題など、女性の健康上の幅広い相談に対応するため、定例の面接相談を開設します。

お気軽にご相談・お問い合わせください。
相談日 原則毎月第4水曜日（事前予約制）
時間 13:00～16:00
場所 静内保健所2階 診察室
従事者 健康推進課 健康支援係 保健師

問 静内保健所（☎ 0146-42-0251）

“はつらつウォーキング” 開催

健康づくり・体力づくりのために、ウォーキングを始めませんか？ポールを使って歩くノルディックウォーキングの体験もできます。ポールを持つことで上半身を動かすので、より多くのカロリーを消費できる、ひざや腰など身体への負担も軽減できるといった効果が期待でき、今話題となっています。ノルディックウォーキングをやってみたい、とりあえずはウォーキングを始めたいけど歩き方がわからない、気分転換に歩きたい、一人は不安だ…そんな方も、そうでない方も、ぜひご参加お待ちしております。お友達・ご家族の方も一緒に気軽にご参加ください。

期日 3月14日㊤ 13:30～
簡単な健康チェックを行うので、10分前集合をお願いします。

場所 ふれあいセンターびらとり
持ち物 運動に適した服装・靴、帽子、飲み物
タオル、歩数計（お持ちの方）など

問 保健福祉課 保健推進係（☎ 4-6112）

高齢者大学 学生募集

健康や生きがいづくりを目標に、町内3地区で高齢者大学を開設しています。平成28年度の入学生を募集しますので、希望者はお申し込みください。

対象 満60歳以上の町民

活動場所
○振内高砂大学－振内町民センター
○貫気別明生大学－貫気別生活館
○平取義経大学－中央公民館

活動回数 年間15～16回

申込 3月30日㊤まで

問 生涯学習課 社会教育係（☎ 2-2619）

老人福祉バス無料乗車身分証 更新手続き

町では、一部負担金を支払っていただき、町内路線に限りバスを無料で乗車できる老人福祉バス制度を実施しています。

期日 3月22日㊤から受付開始

場所
保健福祉課 福祉係（ふれあいセンターびらとり）
役場振内支所・役場貫気別支所

対象者
●65歳以上の高齢者
●60歳以上の身体障害者
●2級以上の重度身体障害者（年齢制限なし）

持ち物 無料乗車身分証、印鑑、負担金
※新規申請の方は顔写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です。

負担金 年額3,600円（豊糠地区は1,800円）
（平成28年4月から平成29年3月まで）

問 保健福祉課 福祉係（☎ 4-6112）

後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

4月1日から住民税課税世帯の入院時における食事療養標準負担額（食事代）が一部変わります。

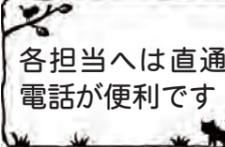
◆平成28年4月1日から
1食につき 260円から 360円に

◆平成30年4月1日から
1食につき 360円から 460円に

※ただし指定難病の方（都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方）は1食につき260円に据え置かれます

注意事項
■指定難病の方は、都道府県発行の医療受給者証を医療機関へご提示ください。
■指定難病の医療受給者証については、静内保健所（☎ 0146-42-0251）へお問い合わせください。

問 北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）



役場関係電話番号

平取町役場	☎ 2-2221
総務課（代表）	☎ 2-2221
まちづくり課	☎ 2-2222
産業課	☎ 2-2223
税務課	☎ 2-2224
出納室	☎ 2-2225
建設水道課	☎ 2-2226
議会事務局	☎ 2-2227
アイヌ施策推進課	☎ 2-2341
農業委員会・土地改良区	☎ 2-2695
ふれあいセンターびらとり	☎ 4-6111
保健福祉課	☎ 4-6112
町民課	☎ 4-6113
児童館	☎ 2-3026
子ども発達支援センター	☎ 2-3400
地域包括支援センター「ほほえみ」	☎ 2-3700
平取町社会福祉協議会	☎ 4-2267
図書館	☎ 4-6666

平取町教育委員会

中央公民館	☎ 2-2619
町民体育館	☎ 2-2749
二風谷アイヌ文化博物館	☎ 2-2892
沙流川歴史館	☎ 2-4085

役場振内支所 ☎ 3-3211
役場貫気別支所 ☎ 5-5204

平取町国民健康保険病院 ☎ 2-2201

平取町外2町衛生施設組合 ☎ 2-2024

日高西部消防組合平取支署 ☎ 2-2361



ホームページ QRコード

運転免許証更新時講習 開催

交通安全協会では、優良運転講習を次のとおり予定していますので、お知らせします。

なお、受講対象者は、事前に門別警察署内の交通安全協会でも更新手続きを済ませた方のみとなりますので、ご注意ください。

期日 4月15日㊤ 18:00（講習30分）
受付開始時間 17:30～

場所 ふれあいセンターびらとり 小会議室

更新手数料 お問い合わせください

問 門別地区交通安全協会（門別警察署内）
（☎ 01456-2-0110）

アトリエ野の花・仔馬の会 合同作品展 開催

美術サークル「アトリエ野の花」・「仔馬の会」による合同作品展を開催しますのでお知らせします。

期間 3月16日㊤～19日㊥ 10:00～19:00
（16日は12:00から、19日は16:00まで）

場所 ふれあいセンターびらとり

公営住宅入居者募集

次の公営住宅の入居者を募集しますので、入居希望者は期限までに申し込みください。

団地名	建設年度	住宅番号	住宅規模	面積㎡	風呂	月額収入基準および家賃額（一般世帯）円			
						0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000
荷負本村	昭和49	7-1	2DK	43.00	内	5,700	6,600	7,600	8,500
貫気別新	平成13	4-1	3LDK	79.83	内	23,100	26,500	30,100	33,800
貫気別御幸	平成15	1-1	2LDK	60.15	内	16,900	19,500	22,400	25,200
振内山手	昭和45	21-2	2DK	40.00	内	4,600	5,300	6,000	6,800
振内山手	昭和45	21-4	2DK	40.00	内	4,600	5,300	6,000	6,800
振内山手	昭和44	26-4	2DK	34.16	内	3,700	4,300	4,900	5,600
振内池売山手	昭和59	34-2	3LDK	63.11	内	11,800	13,600	15,500	17,500
振内池売山手	昭和62	36-2	3LDK	63.11	内	12,700	14,700	16,800	19,000

※公営住宅の家賃は、入居者の収入等に応じて決定されます。一定基準以上の所得を有する方の申し込みは受付できません。また、持家のある方や税金等滞納者は、原則受付出来ません。

※上表の家賃額は平成28年度基準です。条件付入居となる住宅があります。

※単身での申し込みは、地区や住宅規模等によりお断りする場合があります。

※ボイラー・集中換気システム設置住宅（貫気別新、貫気別御幸）

◇単身者住宅（ハイツほろしり）入居者募集◇

次の単身者住宅の入居者を募集しますので、入居希望者は期限までに申し込みください。

●部屋 205号室（36.96㎡） ●規模 1LDK ●家賃 月額27,000円
●住所 振内町23番地11

【入居資格】町内に住所がある方（または転入する方）で、就労している方に限ります。

申込期限 3月25日㊤ 必着 **入居予定** 4月末ころから

公営住宅では、ペットの飼育を禁止しています。

問 建設水道課 財産管理係（☎ 2-2226）、役場振内支所（☎ 3-3211）、役場貫気別支所（☎ 5-5204）

—平成27年度 平取町権利擁護人材育成事業—

主催：平取町 共催：平取町高齢者虐待防止ネットワーク会議

住民普及啓発講演会
のご案内



「その人らしい暮らしと

権利を守る地域をつくるために」

講師：東京大学大学院教育学研究科

コミュニティ意思決定支援プロジェクト

特任専門職員 東 啓二氏

期日：3月25日（金） 10：00～12：00

場所：ふれあいセンターびらとり 多目的集会室

参加対象：どなたでもご自由に参加ください。

問合先：平取町地域包括支援センター「ほほえみ」

（ふれあいセンターびらとり内）

電話：2-3700



こんなときは 14 日以内に届出を！ ～国民健康保険からのお知らせ～

職場の健康保険に加入している人やその扶養家族、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険（国保）の加入者となります。

国保に加入または脱退するときは、次のような事がらが発生した日から 14 日以内に町民課保険医療係（ふれあいセンターびらとり内）または両支所の窓口届け出が必要となりますので、必ず手続きをしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書（健康保険離脱証明書等）、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の人が加入するとき	在留カード等
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	生活保護を受けることになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	外国籍の人がやめるとき	在留カード等、保険証
その他	同じ市区町村内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
	世帯を分けたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書等、保険証、印かん
	保険証を失くしたとき、あるいは汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）、印かん

※職場の健康保険加入等により国保資格がなくなり、やめる届け出をしないまま、国保の保険証を使って診療を受けると、国保から支払われた医療費を返していただくことになります。また、保険税が二重で徴収される場合があります。

※国保の加入は世帯ごとに行い、世帯主が届け出や保険税の納付を行います。世帯主以外の方が申請する場合は、世帯主の同意が必要になります。

※現在、職場の健康保険等に加入していて、何らかの理由により職場を離職する場合は、国保への加入だけではなく、健康保険任意継続被保険者制度に加入できる場合がありますので事前にご相談ください。

お問い合わせ先：町民課 保険医療係（☎ 4-6113）